

山梨県立夜間中学・学びの多様化学校 設置基本計画

令和8年3月

山梨県教育委員会

はじめに

生成 AI に代表される先端技術の急速な進展、個人の価値観や働き方の多様化、人生 100 年時代の到来など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。こうした状況においても、一人ひとりが自らの考えや意見を持ち、生き方を主体的に選択できる力を養うためには、すべての世代を通じた教育の機会を確保する必要があります。

しかしながら、令和 2 年の国勢調査によると、全国で約 89 万 4 千人、本県では約 7,600 人の方が義務教育を修了していません。また、外国にルーツを持ち本国や日本国内で十分な教育を受けていない方や、ひきこもり状態にある方も相当数に上ると推定されています。加えて、文部科学省の「令和 6 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国の小中学校における不登校児童生徒数は 35 万人、本県でも 2,300 人を超え過去最多となっており、こうした方々への教育の在り方が大きな社会的課題となっています。

国は「第 4 期教育振興基本計画」において、「多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂」を目標の一つに掲げ、夜間中学や学びの多様化学校の整備を促進する施策を示し、これを背景に全国で設置が進められています。しかし、山梨県では夜間中学・学びの多様化学校のいずれも設置されていない状況です。

本県では、令和 6 年 3 月に策定した「山梨県教育振興基本計画」において、「誰もが教育の機会にアクセスできるやまなし」の基本理念のもと、施策の方向性の一つとして「多様な学びの実現」を掲げ、具体的取組として「夜間中学・学びの多様化学校の在り方について検討すること」としました。この方針に基づき、令和 7 年 6 月から 4 回にわたって、学識経験者、教職員、関係機関の代表者などによる山梨県「夜間中学・学びの多様化学校設置検討有識者会議」を開催してまいりました。

会議の中では、専門的な知見や教育現場での経験など、それぞれの視点から「設置の必要性」「特色ある教育課程」「関係機関との連携」などについて、多くの有益な意見をいただきました。これらの意見を踏まえ、県として学校の理念や設置に向けた方針などを整理し、県民に広く周知するため、「山梨県立夜間中学・学びの多様化学校設置基本計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、設置に向けた準備を着実に進めてまいります。

令和 8 年 3 月

山梨県教育委員会

< 目次 >

1	夜間中学	
	(1)夜間中学とは	1
	(2)国の動向	1
	(3)全国の設置状況	2
	(4)山梨県の状況	2
2	学びの多様化学校	
	(1)学びの多様化学校とは	3
	(2)国の動向	3
	(3)全国の設置状況	4
	(4)山梨県の状況	4
3	設置の必要性	5
4	基本理念・方針	
	(1)基本理念(目指す学校像)	5
	(2)基本方針(学校づくりの視点)	5
5	学びの多様化学校の校種	6
6	夜間中学と学びの多様化学校の併設	6

7	学校の枠組		
	(1)設置主体	7
	(2)設置形態	7
	(3)開校時期	7
	(4)設置場所	7
	(5)対象生徒	7
	(6)学校体制	8
	(7)教育課程等	8
	(8)入学・転入	9
	(9)修業年限・在籍年限	10
	(10)進級・卒業	10
	(11)費用	10
	(12)関係機関との連携	10
8	今後の主な取組		
	(1)周知	12
	(2)学校設置に係わる業務	12
	(3)学びの多様化学校の申請業務	12
	(4)生徒募集	12
	(5)開校に係わる業務	12
9	関連法令等資料	13
10	山梨県「夜間中学・学びの多様化学校設置検討有識者会議」	16

1 夜間中学

(1) 夜間中学とは

夜間中学は、戦後の混乱期に、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝いなどに従事することを余儀なくされ、十分な教育を受けられなかった学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和 20 年代初頭に中学校に付設された学級が始まりであり、昭和 30 年頃には、その設置数は全国で 80 校以上となった。

その後、社会情勢の変化や就学援助策の充実などに伴って減少したものの、後述する国の施策もあり再び設置数が増えている。

現在では、義務教育を修了しないまま学齢期(※)を経過した方だけでなく、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方への学び直しの場として、あるいは本国または我が国で義務教育を修了していない外国籍の方などに対し、義務教育を受けられる機会を提供する場としての機能など、様々な役割が期待されている。

※学齢期: 6 歳に達した日の属する学年の初めから、15 歳に達した日の属する学年の終わりまで

(2) 国の動向

平成 28 年 12 月に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(以下「教育機会確保法」と表記)」第 14 条では、全ての都道府県及び市町村は、夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとされた。

資料 1

国においては夜間中学の設置促進を図るため、平成 29 年 3 月に「義務教育費国庫負担法」を改正し、都道府県立の夜間中学の教職員の給与及び報酬等の経費を国庫負担の対象に加え、夜間中学の設置・運営を財政面から支える仕組みを整えるとともに、教育機会確保法等に基づき、平成 30 年度から令和 4 年度を実施期間とする「第 3 期教育振興基本計画」において、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学の設置を促進することとした。

資料 2 資料 3

令和 4 年 5 月、令和 2 年の国勢調査結果が公表され、令和 2 年 10 月時点において、全国には、義務教育未就学者(※)が約 9 万 4 千人、最終卒業学校が小学校の者が約 80 万 4 千人いることがわかり、夜間中学の潜在的な入学対象者が一定数存在していることが確認された。

令和 5 年度から令和 9 年度を実施期間とする「第 4 期教育振興基本計画」においては、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することとした。

資料 4

さらに、令和7年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、多様な児童生徒の教育機会を保障するため、学びの多様な学校や夜間中学の全国的な設置促進・機能強化を推進するとしている。

資料 5

※義務教育未就学者：小学校にも中学校にも在学したことのない人（小学校を中退した人を含む）

(3) 全国の設置状況

令和7年10月現在、公立の夜間中学は41の都道府県・指定都市に62校が設置されている。令和8年度には新たに5つの県で設置予定であり、また、設置時期は未定だが検討準備を進めている自治体が複数ある。

夜間中学の設置・検討状況

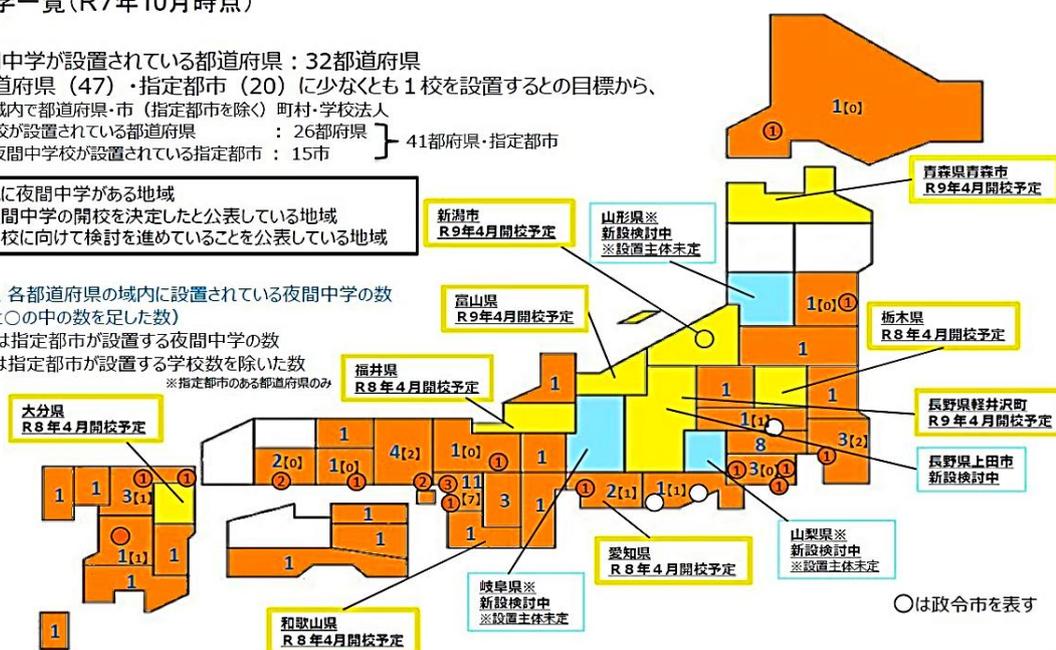
既設夜間中学一覧(R7年10月時点)

全国で62校

- 域内に夜間中学が設置されている都道府県：32都道府県
- すべての都道府県(47)・指定都市(20)に少なくとも1校を設置するとの目標から、
 - ・都道府県の域内で都道府県・市(指定都市を除く)町村・学校法人の夜間中学校が設置されている都道府県：26都道府県
 - ・指定都市の夜間中学校が設置されている指定都市：15市

- オレンジ色：既に夜間中学がある地域
- 黄色：夜間中学の開校を決定したと公表している地域
- 水色：開校に向けて検討を進めていることを公表している地域

青色の数字は、各都道府県の域内に設置されている夜間中学の数
 (【】内の数と○の中の数を足した数)
 ○の中の数字は指定都市が設置する夜間中学の数
 【】内の数字は指定都市が設置する学校数を除いた数
※指定都市のある都道府県のみ



令和8年度設置予定：栃木県、福井県、愛知県(3校)、和歌山県、大分県
 令和9年度設置予定：青森県青森市、富山県、長野県軽井沢町、新潟市

文部科学省HP「夜間中学設置・検討状況」

(4) 山梨県の状況

令和2年の国勢調査によると、本県の義務教育未就学者は885人、最終卒業学校が小学校の者は6,742人となっている。また、県内市町村の住民基本台帳に基づく常住人口調査によると、令和7年12月現在の外国人住民数は21,974人(対前年同月比1,509人増)で、県人口に占める割合は2.80%(対前年同月比0.21ポイント増)と増加傾向にある。

本県には、公立・私立ともに夜間中学がなく、義務教育を修了しないまま学齢期を過ぎた方や外国籍住民など、多様な方々のニーズに対応する学びの場が不足している状況にある。

2 学びの多様化学校

(1) 学びの多様化学校とは

全国的に不登校児童生徒(※1)の数は増加しており、その長期化が顕著になっていることから、多くの学校では、不登校児童生徒一人ひとりに十分な学習機会を保障することが困難になっている。こうした課題に対応するため、平成 17 年から、不登校児童生徒の実態に配慮した特別な教育課程の編成を可能とする「不登校特例校」(※2)制度が新設された(令和 5 年「学びの多様化学校」に改称)。

学びの多様化学校の設置により、児童生徒たちが安心して登校できる環境を整えるとともに、個々の児童生徒の学習状況に合わせた少人数指導や習熟度別指導のほか、児童生徒の置かれている状況に即した支援など、多様な学びの機会を保障し、学習の継続と社会的自立を支援している。

※1: 病気や経済的な理由によらず心理的、情緒的、身体的、または社会的要因により、年間 30 日以上登校できない状況にある児童生徒

※2: 不登校児童生徒の実態に配慮した教育課程を編成し、文部科学省に申請・承認を得た学校。令和 5 年 8 月に「学びの多様化学校」に改称。

(2) 国の動向

増加する不登校児童生徒への対応のため、国においては、教育支援センター(平成 15 度に「適応指導教室」から名称変更)の設置、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの導入など、不登校児童生徒の学習面や心理面、生活面への支援策を講じてきている。

学びの多様化学校については、平成 15 年施行の「構造改革特別区法」に基づき、「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」の閣議決定を受け、平成 17 年に学校教育法施行規則の一部が改正され、学びの多様化学校の前身となる「不登校特例校」が全国で設置できるようになった。

資料 6

平成 28 年 12 月公布の教育機会確保法第 10 条において、不登校児童生徒に対し、その実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備や、教育の充実のため必要な措置を講ずる努力義務が国と地方公共団体に課せられた。

資料 1

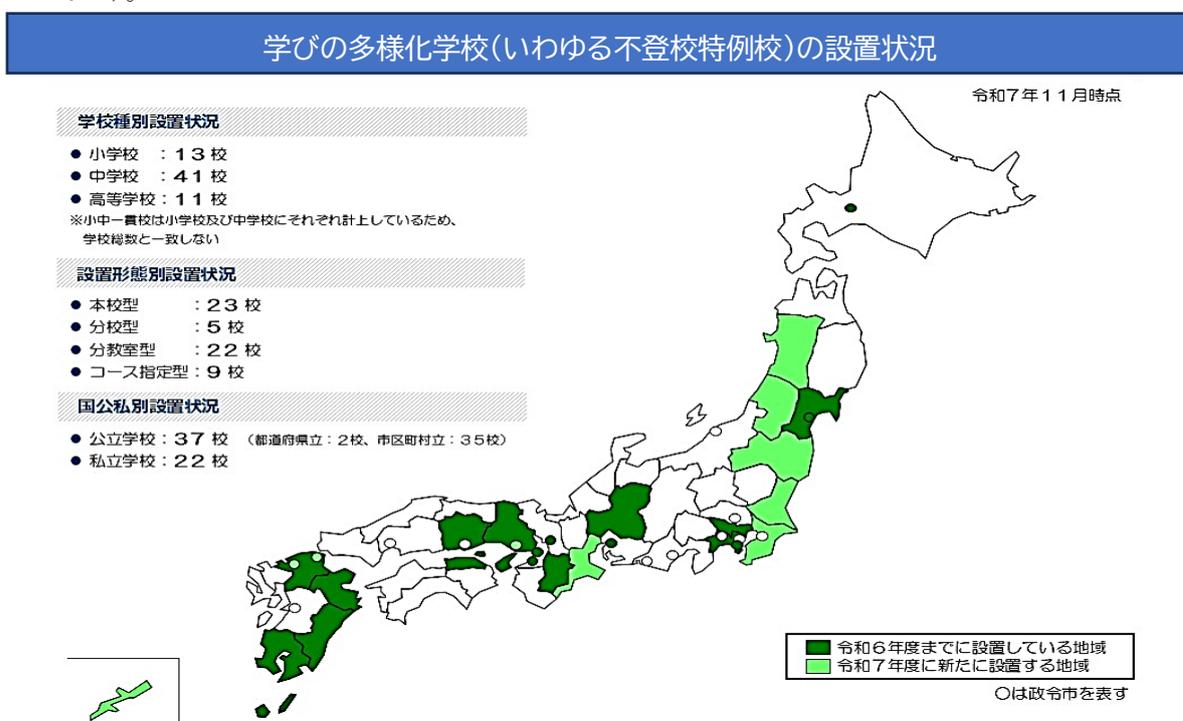
さらに、文部科学省は、令和 5 年 3 月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLO プラン)」を策定し、不登校特例校が早期に全ての都道府県・指定都市に設置されることを目指すとともに、将来的には全国で 300 校の設置を目指すこととされ、都道府県に対しては、自ら不登校特例校を設置するほか、域内の市町村における設置に向け積極的な役割を果たすことが求められた。また、同プランでは、不登校特例校の名称について、より子供たちの目線に立った相応しいものとするのが明記され、これを踏まえ令和 5 年 8 月に「学びの多様化学校」に名称変更された。

また、「第4期教育振興基本計画」において、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に向け、不登校特例校(学びの多様化学校)の各都道府県・指定都市での1校以上の設置を進め、将来的には通学を希望する児童生徒が居住地によらずアクセスできるよう、全国で300校の設置を目指すこととし、令和7年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」においても、多様な児童生徒の教育機会を保障するため、学びの多様化学校や夜間中学の全国的な設置促進・機能強化を推進するとしている。

資料4 資料5

(3) 全国の設置状況

令和7年11月現在、学びの多様化学校は、23の都道府県・指定都市に59校(公立学校37校、私立学校22校)が設置されている。設置種別としては、小学校13校、中学校41校、高等学校11校(小中一貫校は小学校及び中学校にそれぞれ計上しているため、学校総数と一致しない)。



文部科学省HP「学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)の設置一覧」

(4) 山梨県の状況

文部科学省「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、国立、公立、私立の小中学校の不登校児童生徒数は約35万3千人(12年連続で増加、過去最多)となっている。同調査において、本県における公立小中学校不登校児童生徒数は、小学校830人、中学校1,425人の合計2,255人で、児童生徒数に占める割合は、小学校2.4%、中学校7.8%であった。なお、本県には学びの多様化学校は設置されていない。

3 設置の必要性

本県には、義務教育課程を修了していない方や十分に履修できなかった方、学齢期に不登校を経験した方が一定数いる。これらの方は、本来義務教育の9年間で習得する基礎学力やコミュニケーション能力が十分に身に付いていない可能性が高く、その結果、就労機会の制約や社会的自立の困難に直面することが危惧される。

なかでも、外国籍で義務教育未修了の方については、家庭の状況や言葉の壁も相まって教育を受ける機会に恵まれないことにより、将来の選択肢が狭まることや地域社会になじめないことが懸念される。

また、不登校児童生徒は年々増加しており、そのうちの相当数は、相談や支援につながっていない可能性が高く、その状態が長期化した場合、学齢期を過ぎて、社会的に孤立するおそれがあることが指摘されている。

山梨県教育振興基本計画では、「誰もが教育の機会にアクセスできるやまなし」を基本理念に掲げており、義務教育未修了の方や学齢期に不登校を経験した方、不登校児童生徒の、社会的自立に向けた一助となる「学び直しの場」や「学びが継続できる場」としての夜間中学や学びの多様化学校の設置は喫緊の課題となっている。

こうしたなか、夜間中学・学びの多様化学校設置検討有識者会議において、「本県においても設置が必要であり、設置に当たっては県が主体となって責任を持って取り組むことが肝要である。」との意見が多数示された。

また、県が設置主体となることで、県内全域から生徒を受け入れることが可能となり、学びの場を必要とする多くの生徒のニーズに応えることができる。

以上のことから、本県においても夜間中学や学びの多様化学校の設置を進めていくこととし、設置主体については、より広域に全県的な取組として推進していく必要があることから、県が設置者となることとする。

4 基本理念・方針

(1) 基本理念(目指す学校像)

- ① 年代、性別、国籍、取り巻く環境にかかわらず、学びたいと願うすべての人に対して、いつでも学びの扉が開かれている学校
- ② その人らしさが尊重され、一人ひとりが大切にされる学校
- ③ わかる・できる・楽しいという学び、体験活動、人とのかかわりを通して、一人ひとりの“やってみよう”という気持ちが育まれる学校

(2) 基本方針(学校づくりの視点)

- ① 誰一人取り残されない学びの保障
関係機関などと連携し、学びの機会から遠ざかっていた方々へ就学に向けた積極的な働きかけ

を行い、「学びの保障」を実現する。

② 個に応じた授業の実現

生徒が安心して学ぶことができるよう、一人ひとりの学び方、学習歴、学習進度などを踏まえ、個に応じた授業を実践する。

③ 自己実現に向けた支援

生徒一人ひとりの「～したい」という思いを真摯に受け止め、生徒の興味関心や特性を大事にし、ながら、進学、就職などの人生設計への支援を行う。

④ 多様性の尊重

年代、性別、国籍、取り巻く環境にかかわらず、その人らしさが大切にされる取組や協働的に学び合う経験を通じて、お互いを理解し、安心して学ぶことができるようにする。

5 学びの多様化学校の校種

学びの多様化学校は、小学校、中学校、高等学校の3つの学校種別(校種)がある。

文部科学省の調査結果をみると、本県における不登校の状況は、公立小中学校ともに深刻な状況にあり、特に中学校の不登校生徒数は、小学校の約1.7倍となっている。これは、中学校の不登校が小学校から継続する傾向が強いことに加え、中学校入学後新たに不登校となる生徒も拡大傾向にあるためと捉えている。また、中学校は義務教育修了後の進路選択を行う極めて重要な時期であり、この時期に適切な支援が行われなければ、生徒は未来の自分の姿を描きにくく、将来に不利益が及ぶことが懸念される。

以上のことから、中学校段階の支援を充実させていく必要性が高いと考え、本県が設置する学びの多様化学校は中学校とする。

《参考》令和6年度の新規不登校者及び継続不登校者【山梨県・公立小中学校】

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小学計	中1	中2	中3	中学計
不登校児童 生徒数	41	83	137	151	205	213	830	381	516	528	1425
うち新規	41	46	59	70	90	71	377	208	181	92	481
うち継続		37	78	81	115	142	453	173	335	436	944

文部科学省「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に教育委員会で作成

6 夜間中学と学びの多様化学校の併設

夜間中学と学びの多様化学校は、その成り立ちや対象者、教育課程などが異なるため、それぞれが独立して設置される場合が多いものの、最近では夜間中学に学びの多様化学校を併設し、学齢期の生徒も受け入れる新しい形態が現れ始め、令和7年11月現在、全国で6校がこの新たな形態による運営を行っている。

夜間中学と学びの多様化学校には、生徒の「学びたいという思い」を尊重し、「学びの保障」「社会的に自立する力の育成」「自己実現の支援」など、果たすべき教育的役割に多くの共通点がある。さらに、併設することで次のような教育的効果が期待できる。

- 夜間中学の生徒にとっては、不登校を経験した学齢期の子どもたちが気持ちも新たに学ぼうとする姿に接することで、学ぶ意欲の維持・向上が見込まれる。また、学齢期の子どもたちとの触れ合いの中で、自らの経験を語ることは、自己肯定感を高めることにつながる。
- 学びの多様化学校の生徒にとっては、年代や国籍が異なる年長者が志を持って学習に取り組む姿に触発され、主体的に学ぶ意欲が高まる。また、年長者の経験に触れることで、実社会をイメージしやすくなり、社会的自立に向けた力を身に付けることが期待される。
- 併設することで各教科に複数の教員を配置しやすくなり、個々の生徒に寄り添った学習支援を行うことが可能となる。

以上のことから、本県では夜間中学に学びの多様化学校を併設することとする。

7 学校の枠組

(1) 設置主体

設置主体は県とする。

(2) 設置形態

県立夜間中学に学びの多様化学校を併設する。

(3) 開校時期

令和 10 年度開校予定とする。

(4) 設置場所

山梨県立中央高等学校内に設置する。

山梨県甲府市飯田五丁目 6-23

(5) 対象生徒

【夜間中学・学びの多様化学校共通】

国籍は問わない。

【夜間中学】

山梨県内在住または在勤の学齢期を過ぎた方で、次の A または B の要件を満たし、夜間中学で学びたいという意思のある方

- A 何らかの理由により義務教育を修了していない
- B 不登校などの理由により義務教育を十分に受けていない

【学びの多様化学校】

山梨県内在住または山梨県内の中学校に在籍する中学生(次年度、山梨県内の中学校に入学予定の小学校6年生を含む)で、次のAまたはBの要件を満たし、学びの多様化学校で学びたいという意思のある児童生徒

- ・ A 不登校児童生徒(※1)
- ・ B 不登校傾向が見られる児童生徒(※2)

※1:病気や経済的な理由によらず心理的、情緒的、身体的、または社会的要因により、年間30日以上登校できない状況にある児童生徒

※2:Aに該当しないが不登校傾向がみられ、その後不登校となる蓋然性が高いと考えられる児童生徒や、在籍校に登校することができず、教育支援センターや、フリースクールなどの民間施設に通所している児童生徒など

(6) 学校体制

ア 学級編制

1学年1学級を基本とする。

イ 生徒数

当面の間、次の内容を基本とする。

- ・各学年の生徒数は15名
- ・夜間中学・学びの多様化学校それぞれの上限は45名
- ・学校全体では90名

ウ 教職員

- ・校長、教頭、教諭等については、学級数を基本に配置する。
- ・多様な背景やニーズを持つ生徒を受け入れることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、個々の状況に応じたきめ細かな対応ができるよう、指導・支援体制を整備する。

(7) 教育課程等

【夜間中学】

学習指導要領に基づく教育課程を基本としつつ、生徒の学習経験や学習状況に応じた特別の教育課程を編成し、年間の総授業時数を700時間程度とする。

資料 7

【学びの多様化学校】

学習指導要領に基づく教育課程を基本としつつ、生徒の心身の状態や学習状況、学校生活への不安等を考慮した特別の教育課程を編成し、年間の総授業時数を770～805時間程度とする。

資料 6

【夜間中学・学びの多様化学校共通】

ア 日課表

- ・月曜日から金曜日までの週 5 日間を授業日とし、1 単位時間 40 分間で 1 日あたり 4 時間の授業を行う。ただし、学びの多様化学校は、週 2 回または 3 回 5 時間の授業を行うことがある。
 - ・学びの多様化学校の登校時間は、生徒の体調及び生活リズム、県内全域からの通学が見込まれることを勘案し、午後に設定する。
- ※右図日課表はイメージであり詳細については今後検討する。

日課表イメージ

夜間中学	時間	学びの多様化学校
	15:20~16:00	0校時
	16:05~16:45	1校時
	16:50~17:30	2校時
HR	17:30~17:40	HR
休憩	17:40~18:00	休憩
1校時	18:00~18:40	3校時
2校時	18:45~19:25	4校時
3校時	19:30~20:10	
4校時	20:15~20:55	

※学びの多様化学校の生徒には、週に 2~3回0校時を実施

イ 学期及び長期休業

- ・2 学期制(前期:4 月~9 月 後期:10 月~3 月)
- ・夏季休業・冬季休業の長期休業を設定する。

ウ 授業の実施方法

- ・授業は対面で行い、併せて遠隔授業などを検討する。
- ・夜間中学に学びの多様化学校を併設するメリットを活かし、双方の生徒と一緒に学ぶ合同授業を行い、不登校(不登校傾向を含む)の生徒と様々な世代や外国籍の生徒とが触れ合い学び合う活動を行っていく。
- ・日本語の学習や小学校段階の学習が必要な生徒については、個別指導を検討する。
- ・効果的な授業を実施するために ICT の活用を検討していく。

(8) 入学・転入

【夜間中学・学びの多様化学校共通】

- ・入学・転入の時期は、原則4月とする。
- ・生徒数が上限に達しない場合、年度途中の受け入れを可能とする。
- ・入学・転入の相談は、随時対応する。
- ・入学・転入は、次の①~④の手順で進める。

①学校説明会への参加

教育方針や学習環境について理解を深めるため、学校説明会に参加する。

②体験授業への参加

体験授業に参加し、学習の雰囲気を経験する。

③個別面談の実施

個別面談を実施し、学習状況や希望を確認する。

④必要書類の提出及び審査

必要書類を提出し、確認・審査が完了した段階で入学が認められる。

【夜間中学】

- ・ 第 1 学年への入学を原則とするが、学習歴や希望等に応じて、第 2 学年や第 3 学年への入学・編入も可能とする。

【学びの多様化学校】

- ・ 入学・転入時現在の学年に在籍する。

(9) 修業年限・在籍年限

【夜間中学】

修業年限(※1)は 3 年を基本とするが、在籍年限(※2)は最長 6 年とする。

【学びの多様化学校】

修業年限・在籍年限ともに 3 年とする。ただし、当該生徒が満 15 歳に達した日の属する学年の終わりまでとする。

※1:教育課程の修了に必要なとされる年限

※2:その学校に在籍することができる年限

(10) 進級・卒業

【夜間中学・学びの多様化学校】

進級・卒業は次の①～③の手順で進める。

①個人面談の実施

進級・卒業の判断の参考とするため本人の意思を確認する。

②職員会議で協議

学習・出席状況の評価、関係する教職員からの意見を踏まえ、検討する

③校長の認定

①、②を踏まえ、校長が総合的に判断し、認定する。

(11) 費用

授業料は無償とし、教科書についても無償で配付する。

(12) 関係機関との連携

多面的な支援や円滑な学校運営につなげるため、他部局との連携による全庁的な取り組みを推進するとともに、外部の関係機関との連携を積極的に図る。

関係機関との連携(例)

・転入学予定者の状況把握

生徒の在籍校または卒業校、市町村(組合)教育委員会、関係する教育支援センターまたはフリースクールなどの民間施設、関係機関などと情報交換し、支援につなげる。

・外国籍の生徒に対する日本語指導

国際交流協会や民間企業と連携し、適切な支援を講ずる。

8 今後の主な取組

(1) 周知

- ・ 入学対象者及び一般県民に夜間中学・学びの多様化学校の理解促進を図る周知活動

(2) 学校設置に係わる業務

- ・ 校名の決定
- ・ 県立学校設置条例等の改正

(3) 学びの多様化学校の申請業務

- ・ 教育課程を編成し、文部科学省に申請

(4) 生徒募集

- ・ 学校説明会の開催
- ・ 体験授業及び面接等の開催

(5) 開校に係わる業務

- ・ 教科書の採択
- ・ 校章の決定
- ・ 校内規定の策定
- ・ 年間行事予定の作成
- ・ 時程、時間割の作成

9 関係法令等資料

資料 1

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

(平成 28 年法律第 105 号)

(特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等)

第 10 条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(就学の機会の提供等)

第 14 条 地方公共団体は、学齢期を経過した者(その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。)であつて学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

資料 2

義務教育費国庫負担法(昭和 27 年法律第 303 号)(平成 29 年 3 月改正)

(教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担)

第 2 条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第六条に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。)に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

一 市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)を除き、特別区を含む。)町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条に掲げる職員の給料その他の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)及び報酬等に要する経費(以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。)

〈二 略〉

三 都道府県立の義務教育諸学校(前号に規定するものを除く。)に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費(学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童又は生徒に対して特別の指導を行うための教育課程及び夜間その他特別な時間において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程の実施を目的として配置される教職員に係るものに限る。)

資料 3

第3期教育振興基本計画(平成30年6月15日閣議決定) 平成30年度～令和4年度

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

目標(15)多様なニーズに対応した教育機会の提供

○夜間中学の設置・充実

- ・学齢経過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

資料 4

第4期教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定) 令和5年度～令和9年度

IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

目標7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

【基本施策】

○不登校児童生徒への支援の推進(抄)

具体的には、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に向けて、不登校特例校の各都道府県・政令指定都市での1校以上の設置を本計画期間内において進め、将来的には、不登校特例校への通学を希望する児童生徒が居住地によらずアクセスできるよう、分教室型も含め、全国で300校の設置を目指す。

○夜間中学の設置・充実

学齢経過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

資料 5

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月閣議決定）

第 3 章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

(3) 公教育の再生・研究活動の活性化(抄)

多様な児童生徒の教育機会を保障するため、特別支援教育の体制や環境の充実、養護教諭の支援体制の推進、学びの多様化学校や夜間中学の全国的な設置促進・機能強化、地域の日本語教育の体制整備、外国人児童生徒への支援体制の強化、在外教育施設の特色を活かした機能強化、学用品の学校備品化の取組周知を推進する。

資料 6

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）

第 56 条 小学校において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 50 条第 1 項、第 51 条又は第 52 条の規定によらないことができる。

※ 第 79 条により中学校にも当該規定が準用される。

資料 7

中学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説総則編「学齢を経過した者を対象とする教育課程」

学齢経過者は、既に社会生活や実務経験等により、一定の資質・能力が養われていることがあり、この部分については、義務教育の目的・目標を達成する上で学校教育において改めて実施しなくてもよい場合が考えられる。他方、既に学齢期を過ぎて社会生活を送っている者等にとっては、学齢期の児童生徒と同様の時間を確保して学習に専念することは困難な実態があり、限られた時間で必要な教育を行うことが、就学機会の確保の観点からも必要である。

10 山梨県「夜間中学・学びの多様化学校設置検討有識者会議」

山梨県「夜間中学・学びの多様化学校設置検討有識者会議」運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「夜間中学・学びの多様化学校設置検討有識者会議」(以下「有識者会議」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 有識者会議では、中学校夜間学級(いわゆる夜間中学)及び学びの多様化学校に関する次のことについて意見を聴取する。

- (1) 設置主体及び設置形態に関すること
- (2) 目指す学校像に関すること
- (3) 入学者の受入れに関すること
- (4) 開校時期に関すること
- (5) その他設置準備に関すること

(組織)

第3条 有識者会議は、学識経験者、教育行政関係者、学校関係者及び関係団体等の代表者から、山梨県教育委員会教育長が依頼した委員をもって構成する。

(委員選任についての基本的な考え方)

第4条 有識者会議の委員は、専門知識の導入、公正の確保、利害の調整又は県民の意見の反映等の機能が十分発揮されるよう幅広い分野から選任するものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、令和7年6月13日(第1回有識者会議開催日)から令和8年3月31日までとする。

- 2 任期中に委員の交代があった場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(座長)

第6条 有識者会議に座長を置く。

- 2 座長は、有識者会議に関する事務を処理し、有識者会議を代表する。
- 3 座長は、有識者会議の進行を行う。
- 4 座長は、委員が互選する。
- 5 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議の公開)

第7条 次の各号に掲げる事項について、有識者会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 1 個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのあること。
- 2 その他座長が必要と判断したこと。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、山梨県教育庁総務課教育企画室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項については、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月30日から施行する。

山梨県「夜間中学・学びの多様化学校設置検討有識者会議」委員（敬称略）

団体名	委員名
山梨大学	吉井 勘人
山梨県立大学	池田 充裕
基礎教育保障研究所	城之内 庸仁
市町村教育委員会連合会	村上 憲司
山梨県公立小中学校校長会	清水 岳人
山梨県高等学校長協会	藤巻 理恵
山梨県連合教育会	保坂 雄祐
山梨県高等学校定時制通信制教育振興会	谷内 路久
山梨県PTA協議会	依田 貴司
山梨県国際交流協会	内藤 裕利
山梨県民生委員児童委員協議会	竹内 稔
甲府市あすなろ学級東分級	松谷 ゆかり
体験型フリースクール みんなのおうち	中西 紀説
やまなし若者サポートステーション	長谷川 和信

開催日程及び聴取内容

回	開催日	聴取内容
1	令和7年6月13日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・設置の必要性 ・設置主体 ・目指す学校の姿
2	令和7年7月29日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・学びの多様化学校の校種 ・対象生徒、設置形態 ・設置地域 ・目指す学校の姿
3	令和7年9月19日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程 ・遠隔授業 ・修業年限、在籍年限
4	令和7年11月11日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等との連携 ・夜間中学・学びの多様化学校設置基本計画骨子（案）